

平成28年度第3回名張市入札等監視委員会 概要

第1 日時 平成29年2月22日（水）午後1時30分から午後2時54分

第2 場所 名張市役所 2階庁議室

第3 出席者

委員 川合 良司（司法書士 三重県司法書士会伊賀支部長）
仲西 秀子（行政書士 行政書士仲西事務所）
廣野 一三（税理士 TKC全国会会員 税理士法人アチーブメント三重事務所）
石田 美奈子（弁護士 楠井法律事務所）
五十石 浩（近畿大学工業高等専門学校准教授）

事務局 設計審査・契約・検査担当監 契約管財室長 契約検査係長

第4 内容

1 議事

(1) 契約状況の報告について

審議対象期間 平成28年10月1日～平成28年12月31日

条件付き一般競争入札 51件

随意契約 46件

変更契約 27件

(2) 抽出事案の審議について

① 下水道管渠長寿命化改築工事（桔梗が丘第1処理分区）

（条件付き一般競争入札 上下水道部 下水道維持室）

質問	回答
共同企業体の契約は、土木部門と特殊な工事部門とで別々に締結するのですか。	共同企業体ですので、連名で契約をします。
どの部門を誰がするのは決まっていますか。	契約の仕様書では決まっています。共同企業体の中で会議等をして決めていると聞いています。
過去にも工事をされているようですが、一定距離の過去の施工単価と今回の施工単価を比べると、上がっていますか。	人件費がここ数年、上昇していますので、若干上昇していると思いますが、今回が割高になっているという認識はありません。
工事箇所が途切れ途切れになっているのは、なぜですか。	非常に状態の悪い箇所から工事を行っていますので、途切れている箇所は、過去に工事を行い、既に工事が完了している部分になります。

②橋梁点検業務委託

(条件付き一般競争入札 都市整備部 維持管理室)

質問	回答
統一的な点検方式は決まっていますか。	各自治体で点検要領を定めています。現場に出向き近接目視を行い、必要な場合は叩いたりして、橋の構造ごとに確認する様式が決まっています。
どこの業者がしても一律に点検できますか。	入札参加資格で、道路橋点検士や三重県橋梁点検技術者講習会の受講者を配置できる業者に限っていますので、適正な点検ができます。
建設工事の会社でも、道路橋点検士や三重県橋梁点検技術者講習会の受講者を配置できれば、入札に参加できますか。	建設工事の会社でも、測量（測量一般）の登録をしていて、道路橋点検士や三重県橋梁点検技術者講習会の受講者を配置できれば、入札に参加できます。
全ての橋梁の点検が終了するのは、いつ頃ですか。	名張市には377の橋梁があります。平成26年から5か年で点検を行います。28年度の点検が終わると181橋の点検が終わったことになり、残りが196橋になります。これが終わるとまた5か年かけて再度点検を行っていきます。
入札参加業者数は多いが、市内の業者は少ない。市内業者だけの発注にすると参加が少なくなりますか。	条件付き一般競争入札の運用基準の中に、測量業務委託で1000万円以上の設計金額の場合は、市内外に発注すると定めていますので、市内外への発注となります。

③八幡ポンプ所・配水池監視制御設備工事

(随意契約 上下水道部 浄水室)

質問	回答
市の設計金額と比べ、かなり安く契約していますが、これだけ安くなったのには何か理由がありますか。	設計金額を定めるにあたり、仕様書を業者に渡し、参考見積を業者から提出してもらったが、実際の見積合わせの段階で、さらに詳細な仕様書を業者に渡し、それに基づいて業者は再精査をした結果、設計金額よりもかなり安い金額を提示してきたということになります。
メタウォーター株式会社は富士電機株式会社の技術部門を引き継いでいるので、1社随意契約となるのですか。	八幡ポンプ所の一連の機器は、富士電機株式会社が設計製造施工した施設であり、メタウォーター株式会社は平成20年4月に富士電機株式会社の水処理部門と日本ガイ

	シ株式会社の水処理部門が合併してできた会社で、富士電機株式会社の水処理部門が設計製造施工した施設の技術、設計資料はすべてメタウォーター株式会社に引き継がれているため、メタウォーター株式会社しか施工できない施設になります。
メタウォーター株式会社が常時メンテナンスもしているのですか。	そのとおりです。

④名張市民陸上競技場改修工事

(変更契約 都市整備部 道路河川室 教育委員会事務局 市民スポーツ室)

土質試験の結果、設計支持力を下回るためセメント安定処理工を追加したとありますが、事前の試験や調査はしないのですか。	ポイント的な検査はできたかもしれないが、事前の状況は土に覆われていて、表面的な検査よりも、土を撤去し、ある程度の深さを掘削した後の地盤の支持力の検査の方が正確な検査ができますので、今回着手した後に実施しました。
日本陸連からの改善指示を受けて、工事を実施したようですが、入札の時点では追加工事が必要と分からなかったのですか。	日本陸連には事前相談を行い、公認規程に関する基準に基づき競技部分のトラックや跳躍個所は設計の段階で概ね基準に合致していることを確認していましたが、施設全体を含む計画において、日本陸連に凶面審査を依頼したところ、競技部分ではないところの選手の移動やアップをする場所の改良を求められ、改良なき場合は審査を保留すると文書指導を受けました。規定されている競技部分外のところで指導があり、事前に設計の段階で分かるのは困難であると考えられます。
工事後でないと分からない部分と、追加工事することでグレードが上がる部分とを分けて、変更理由を書くとは分かりやすいと思います。	ご指摘ありがとうございます。
約 5200 万円増加していますが、金額の増は妥当ですか。	設計単価や施工費の積み上げにより積算していますので妥当と考えています。

(3) その他

次回開催日は、5月24日（水）午後1時30分に決定。